

身体拘束防止に関する指針

介護付き有料老人ホーム萩の里では「身体拘束ゼロ」という理念の下に入居者それぞれの日常生活の見直しや、個別ケアをもって問題行動の軽減を図り、環境整備や家族の協力のもとに解決していきたいと考えております。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で下りられないように、ベッドを（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する。

上記に加え、介護付き有料老人ホーム萩の里では、威圧的な言葉で入居者（利用者）行動を制限する等、いわゆる言葉による拘束も身体拘束にあたることを考え、萩の里全スタッフに対し、このような行動を禁止事項としています。ただし、下記の事項をすべて満たしている場合は、緊急やむを得ず最小限の身体拘束を行います。

- ・ 入居者（利用者）の心身の急変、発作、暴力行為等により入居者（利用者）本人又は、他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高い。
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録していきます。その記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに、逐次その記録も加えていきます。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

当指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。